

住居確保給付金のご案内

離職・休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある方を対象として、家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。



※自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります。

受給要件チェックリスト

項目				チェック欄
◆離職等またはやむを得ない休業等により困窮し、住居を失った、または失うおそれがある。				☐
◆A・Bのどちらかに該当している。 A 離職・廃業の日から2年以内 (疾病、負傷等やむを得ないと認める事情がある場合は4年以内) B 個人の責によらない事由により離職又は廃業の場合と同程度の状況				☐
◆離職・収入減等の前に、世帯の主たる生計維持者であった。				☐
◆世帯の収入が収入基準額を超えていない、かつ、資産が基準額以内である。				☐
世帯人数	収入基準額	資産基準額	支給額(上限額)	
1人	86,000円+家賃額(上限31,800円)=117,800円(上限)	516,000円	31,800円	
2人	124,000円+家賃額(上限38,000円)=162,000円(上限)	744,000円	38,000円	
3人	147,000円+家賃額(上限41,300円)=188,300円(上限)	882,000円	41,300円	
4人	175,000円+家賃額(上限41,300円)=216,300円(上限)	1,000,000円	41,300円	
5人	209,000円+家賃額(上限41,300円)=250,300円(上限)	1,000,000円	41,300円	
※収入には就労収入の他、雇用保険の失業等給付・年金等の公的給付や仕送りなどが含まれます。 ※資産とは預貯金及び現金の合計額です。 ※資産について、負債がある場合でも金融資産との相殺はしません。				
◆ハローワーク等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う。(具体的な活動内容は裏面参照)				☐
◆申請者及びその世帯員が暴力団員ではない。				☐

○全ての項目にチェックがついた方は住居確保給付金の受給要件を満たす可能性があります。
○支給決定後は誠実かつ熱心に求職活動を行い、毎月1回求職活動状況報告書を提出する必要があります。
○住居確保給付金は原則として須坂市から不動産業者等へ直接振り込まれ、申請者には支払われません。

お問い合わせ先

・須坂市 健康福祉部福祉課保護支援係

TEL : 026-248-9003

・須坂市生活就労支援センター(まいさぼ須坂) TEL : 026-248-9977



状況に応じた求職活動が必要です

住居確保給付金の支給期間中は、ハローワークの利用、須坂市生活就労支援センター（まいさぼ須坂）の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行う必要があります。具体的な求職活動内容についてご確認ください。

求職活動要件をチェック

申請理由はどちらですか？

① 離職・廃業

② 休業等による収入減少

②

③ シフト減少（※）

④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

A
ハローワーク等
での求職活動

経営相談先から
就労を勧められた場合

B
経営相談先での
経営相談

活動計画の作成

自立に向けた活動



※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

A ハローワーク等での求職活動

ハローワーク等への求職申込みをし、常用就職(※)に向けた次の①～③の活動を行う。

① まいさぼ須坂(自立相談支援機関)での相談（月4回以上）

② ハローワーク等での職業相談（月2回以上）

③ 求人先への応募・面接（原則週1回以上）

その他、プランに沿った活動(家計相談など)

(※)常用就職とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職をいう。

B 経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

経営相談先への相談申込みをし、業務上の収入を得る機会の増加に向けた次の①～③の活動を行う。

① まいさぼ須坂(自立相談支援機関)での相談（月4回以上）

② 経営相談先での経営相談（原則月1回以上）

③ 作成した活動計画に基づく取組の実施（月1回以上）

その他、プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動とは？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」はまいさぼ須坂（自立相談支援機関）への報告が必要です。